

経 済 労 働 委 員 会 記 録  
＜第2号＞

平成27年第7回沖縄県議会（9月定例会）

平成27年10月8日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

## 経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 2 号>

---

### 開会の日時

年月日 平成27年10月 8 日 木曜日  
開 会 午前10時 2 分  
散 会 午後 2 時36分

---

### 場 所

第 1 委員会室

---

### 議 題

- 1 乙第 8 号議案 財産の取得について
- 2 乙第 9 号議案 財産の取得について
- 3 乙第12号議案 訴えの提起について
- 4 乙第15号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 5 乙第16号議案 水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 6 乙第17号議案 農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 7 請願平成26年第 1 号、陳情平成24年第81号、同第113号、同第114号、同第119号、同第123号、同第140号の 2、同第147号、同第158号、同第162号、同第198号、同第206号、陳情平成25年第 6 号、同第13号、同第28号、同第30号、同第33号、同第44号、同第47号、同第50号の 2、同第51号、同第53号、同第83号、同第104号の 2、同第107号、同第113号、同第117号の 2、同第134号、同第136号、陳情平成26年第24号、同第40号、同第42号の 2、同第43号、同第66号の 2、同第67号、同第68号、同第81号、同第93号、同第100号、陳情第 1 号、第 2 号、第16号、第23号、第42号、第46号の 2、第50号、第51号、第57号の 2、第66号、第71号及び第79号の 2
- 8 閉会中継続審査・調査について
- 9 本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について（追加議題）
- 10 審査日程について（追加議題）

出席委員

委員長	上原	章	君
副委員長	砂川	利勝	君
委員	座喜味	一幸	君
委員	新垣	哲司	君
委員	仲村	未央	さん
委員	崎山	嗣幸	君
委員	玉城	満	君
委員	瑞慶覧	功	君
委員	玉城	ノブ子	さん
委員	儀間	光秀	君
委員	具志堅	徹	君
委員	喜納	昌春	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

農林水産部長	島田	勉	君
農業振興統括監	島尻	勝広	君
農漁村基盤統括監	玉城	肇	君
糖業農産課長	西村	真	君
畜産課長	長崎	祐二	君
農地農村整備課長	植田	修	君
森林管理課長	金城	克明	君
水産課長	新里	勝也	君
商工労働部長	下地	明和	君

産業政策課長	伊集直哉君
病院事業局県立病院課副参事	幸喜敦君
文化観光スポーツ部長	前田光幸君
観光政策課長	渡久地一浩君
観光振興課長	茂太強君

○上原章委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第8号議案、乙第9号議案、乙第12号議案、乙第15号議案から乙第17号議案までの6件、請願第1号、陳情平成24年第81号外49件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日は、説明員として農林水産部長、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めています。

休憩いたします。

(休憩中に、農林水産部長から、平成27年9月27日から28日にかけて襲来した台風第21号による農林水産部関係の被害状況について説明があった。)

○上原章委員長 再開いたします。

まず初めに、乙第15号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

島田勉農林水産部長。

○島田勉農林水産部長 それでは、平成27年第7回沖縄県議会（定例会）議案（その2）一議案書に基づき説明させていただきます。

議案書35ページをお開きください。

乙第15号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収についてであります。

43ページをお開きください。

本議案を提出する理由は、県営土地改良事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により、議会の議決を必要とするため

であります。

なお、当該負担金の徴収については、関係市町村の同意を得ております。

以上で、議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第15号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 負担率の話で、農家負担対象というのはどういう内容で、どういう内容が対象外ですか。

○植田修農地農村整備課長 議案書35ページを事例にお話をさせていただきますが、例えば市町村の中で、南城市の中山志堅原や雄樋川2期は括弧書きで畑地かんがいとなっております。農家負担対象と農家負担対象外がありまして、委員の御質疑はそれぞれどういう工種内容かと理解しております。

例えば雄樋川2期は、水源を整備し、畑に畑地かんがいの施設を整備する事業内容となっております。農家負担対象と申しますのは、農家が直接利益を受ける工種、今の雄樋川2期の事例でいいますと、畑の中のスプリンクラー施設等の事業部分を農家負担対象として、利益を受ける農家にも一部費用を負担していただいております。農家負担対象外と申しますのは、水源である貯水池やファームポンドなどの公益性の高い部分については、農家の負担はいただかないで、市町村が地元の負担を全て出している状況ですので、2つの工種、それぞれの市町村負担をこの例でいいますと、農家負担対象は、農家が4.5%出しますので市町村負担は4.5%になっておりますし、農家負担対象外の基幹的な施設は全て市町村が持ちますので、市町村の負担率は9%ということになります。

○座喜味一幸委員 農家負担対象という場合に負担率がばらついていますが、市町村と農家で負担する率は市町村ごとに違うという理解でよろしいですか。

○植田修農地農村整備課長 基本的には市町村ごとに異なってきます。土地改

良事業の場合でいいますと、事業を始める前に土地改良法に基づく法手続をしておりまして、その法手続の中で事業費の負担割合—地元でいいます市町村の負担分と農家の負担分、その比率を規定しております。その段階で市町村によっては、例えばこの事業では全て市町村で負担しようとか、畑地かんがいの施設や圃場整備の場合は、ある市町村では1%は農家負担を求めるとか、2%負担を求めるとか市町村ごとで違ってまいります。それは事前に農家と市町村の間で議論があり、法手続の中で全て公開して、公告して同意をいただいて事業を始めているところです。

○座喜味一幸委員 この場合、市町村は計画策定のときに話し合いで決めるといいますが、これは条例事項ですか。市町村は条例で定めているのですか。それとも事業ごとに決まっていくものですか。

○植田修農地農村整備課長 基本的には、市町村の条例事項と理解しております。

○座喜味一幸委員 市町村で明確に事業ごとに、市町村の負担率が条例に明記されているという答弁ですか。

○植田修農地農村整備課長 農家からいただく率のほうがかかれていと認識しております。

○座喜味一幸委員 水源はできるだけ農家の負担ではない方向でやっていると思うのですが、市町村の財政等を見たときに、できるだけ水源の部分は特に県が肩がわりをしている、補助率を上げているというような配慮はされていますか。

○植田修農地農村整備課長 水源について県の負担率を上げているということについては行っておりません。しかし、市町村の負担を考えたときに、国と県の負担が先にありまして、その補助残が地元となりますが、県としてはかさ上げをしている部分—離島で行う事業については5%内外のかさ上げをしていることがございまして、特に水源に限って離島であってもさらにかさ上げをするということについては行っておりません。

○座喜味一幸委員 農家の負担が高くて事業が進みにくいという現場の声、補

助率をもう少し上げてほしいという要望等は市町村や農家からありますか。

○植田修農地農村整備課長 個人的に聞く限りでお答えしますが、そういうお話は聞いておりません。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 石垣市の区画整理事業とありますが、これは勾配修正ですか。

○植田修農地農村整備課長 委員御質疑の石垣市の区画整理は議案書41ページの大座地区と米節東地区で、圃場整備を行う事業になっております。

○砂川利勝委員 圃場整備はいいのですが、こういった工種ですか。

○植田修農地農村整備課長 米節東地区で申し上げますと、水田の整備を行う圃場整備になっております。従来の水田を増設しながら、導排水路を整備していく内容になっております。

○砂川利勝委員 国営も含めて、農家負担はゼロですよという話がありますが、それには該当しないのですか。

○植田修農地農村整備課長 委員御質疑の内容は、事業全体の中で国営事業、国営の関連事業を行う折に、今回の国営事業は分けて考えていただきたいのですが、石垣市で行っている大座地区、米節東地区は国営の受益には入っておりますが、関連事業として県営で圃場整備等をさせていただいております。その関連事業については、農家負担と市町村の負担が伴ってまいります。

○砂川利勝委員 キャッチフレーズが一国営も県営もこれから始まるものについては、負担はないというのがこれまでの説明ですよ。

○植田修農地農村整備課長 先ほども申し上げましたが、国営事業をしながら末端の最終整備まで行うときには、国営事業のほかに関連事業がございまして、関連事業を実施する場合にあっては、農家負担が伴うという御説明をさせていただいていると思います。末端の畑地かんがい、圃場整備など特に農家が直接

利益を受ける畑の整備等については、どうしても農家負担が伴うということで御説明させていただいていると思っております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 負担金の徴収ですが、事業費に対する農家負担割合がない糸満市の真壁南地区についてはどういうことですか。事業の目的、土地改良に当たっての沈砂池の関係ですか。

○植田修農地農村整備課長 事業全体を御説明させていただきますが、真壁南地区につきましては、地区全体の湛水解消のために排水末端に調整池をつくらせていただくという工種と、国営の末端で畑地かんがいを含めて今までやっておりますので、2つの工種を入れる形で事業をさせていただいております。ことしは、全体の事業費が5000万円ありますが、それは農家負担の対象外—いわゆる沈砂池関連の測量試験費等、全体でも畑地かんがいも含めて測量試験などを行っておりますので、今回は農家負担がないという形になっております。

○新垣哲治委員 この事業は年次ごとに計画して行っていますが、順調ですか。

○植田修農地農村整備課長 若干、地区の採択から法律上の手続でおくれがございましたが、ことしからはペースを戻しまして、測量試験に着手しております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第15号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第16号議案水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

島田勉農林水産部長。



○島田勉農林水産部長 続きますして、議案書の44ページをお開きください。

乙第16号議案水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収についてであります。

本議案を提出する理由は、水質保全対策事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とするためであります。

なお、当該負担金の徴収については、関係市町村の同意を得ております。

以上で、議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第16号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 糸満市の糸満市第4地区とはどこですか。

○植田修農地農村整備課長 糸満市第4地区は、真栄平南地区等をベースにして水質保全対策事業で行っております。湛水解消のために、クラガーの前面に調整池を四基つくらせていただく予定です。

○玉城ノブ子委員 具体的には今、どういう状況で始まっていますか。

○植田修農地農村整備課長 事業全体でクラガーの前面に4基の調整池をつくる予定をしております。1基はできておりますが、池の容量を大きくするという工種が残っております。現在は3カ所に手をつけておまして、今年度末で従前からある1基とプラスしてあと1基が完成、もう一基は施工途中という状態で、最終的には平成28年度をめどに事業を完成するよう努力しております。

○玉城ノブ子委員 ぜひここは真栄平の冠水地帯で、住民の皆さんが苦しんでいるところですので、早目に事業を推進していただきたいと思っておりますが、冠水被害対策事業、この沈砂池のほかに具体的に他の事業も考えておられますか。

○植田修農地農村整備課長 糸満市の南部に限って申し上げます。委員御指摘の糸満市南部につきましては、冠水が多く箇所に出ていると委員にこれまで何回も御指摘を受けているところがございます。糸満市の南部ですと、真栄平南が一番東としますと、その西側に真壁南、さらに西に沖縄県農業研究センターがある後原というところ、この3カ所での冠水が大きくなっております。真栄平南につきましては、水質保全対策事業で対応しております。真壁南については、水利施設整備事業ということで畑地かんがいとあわせて冠水対策を行うよう事業を着手しております。また、沖縄県農業研究センターの西側では、事業主体が糸満市になりますが、沖縄県農業研究センター末端の調整池から轟壕に至るまでの排水整備を糸満市で行うようにしております、ことしは用地交渉を鋭意進めております。

○玉城ノブ子委員 今、後原では用地交渉をしているとのことでしたが、この上に立ってその後の事業計画一向こうも冠水被害で要請をしていたのですが、なかなか進まないということで、早急に排水施設の事業化を行っていただきたいと思っておりますが、今後の計画を教えてください。

○植田修農地農村整備課長 後原の部分は農業基盤整備促進事業という事業で平成26年度に採択しまして、測量試験、設計は終わっております。ことしから実施ということで、測量試験に基づいてまずは用地交渉をしていますが、ことしの工事予定一轟壕の中で一部潰れている箇所がありまして、上から掘削しつつ轟壕の潰れた部分を直していくという作業があるのですが、そういう部分の用地補償などの交渉に若干時間を要しております。しかし、冠水解消に向けて鋭意糸満市も、我々も一緒になって指導していくという形で、できるだけ早く整備をしていくように努めております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第16号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第17号議案農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。  
島田勉農林水産部長。

○島田勉農林水産部長 続きまして、議案書の45ページをお開きください。

乙第17号議案農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収についてであります。

本議案を提出する理由は、農業基盤整備促進事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とするためであります。

なお、当該負担金の徴収については、糸満市及び南城市の同意を得ております。

以上で、議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第17号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第17号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、農林水産部関係の平成26年請願第1号及び陳情平成24年第123号外26件の審査を行います。

休憩いたします。

(休憩中に、上原委員長から、議題である陳情第57号の2については、砂川委員に利害関係が認められるため、沖縄県議会委員会条例第15条により議事に参与することができないことになっている旨、事前の説明があった。)

○上原章委員長 再開いたします。

まず初めに、陳情第57号の2を除く、農林水産部関係の請願平成26年第1号

及び陳情平成24年第123号外25件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

島田勉農林水産部長。

**○島田勉農林水産部長** ただいまから、請願・陳情案件について処理概要を御説明いたします。

お手元の請願・陳情処理概要の目次をお開きください。

今定例会に付託されております請願・陳情案件は、継続請願1件、新規陳情1件、継続陳情26件でございます。

それでは、継続陳情第57号の2を除く請願・陳情27件について、御説明いたします。

お手元の請願・陳情処理概要の1ページをお開きください。

継続の請願平成26年第1号につきましては、修正はありません。

3ページをお開きください。

継続の陳情平成24年第123号から19ページの陳情平成25年第47号の9件につきましては、修正はありません。

21ページをお開きください。

継続の陳情平成25年第50号の2は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

24ページをお開きください。

27行目の「今後とも、T P P交渉の動向や国の対応を踏まえながら、県内農林水産業への影響について分析等を行うとともに、時機を逸しないよう、必要な対策について適切に対応してまいります。」を削除し、25ページの1行目からの以下の文言を加え、時点修正しております。

T P P交渉については、平成27年10月5日に大筋合意に達したと国から発表がありました。国から示された農林水産分野の交渉結果のうち、本県の主要品目については、①牛肉、現行の関税率38.5%から段階的に削減し、16年目以降、9%、セーフガード税率については段階的に削減。16年目以降は毎年1%ずつ削減し、4年間発動がなければ廃止など。②豚肉、現行の関税、従価税部分4.3%から10年目以降0%に、従量税部分1キログラム当たり482円から10年目以降1キログラム当たり50円に引き下げ、輸入急増に対し、従価税4.0%から2.2%に、従量税1キログラム当たり100円から1キログラム当たり70円に、それぞれ戻すセーフガードを措置など。③甘味資源作物（砂糖）、（1）、粗糖・精

製糖などについては、現行の糖価調整制度を維持した上で、以下を措置。ア、高糖度の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。イ、新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入を認める。(2)、加糖調整品については、品目ごとにT P P枠を設定などとなっております。

県としましては、今後、交渉結果の情報収集に努め、国に対し交渉経緯・内容の詳細な説明を求めてまいります。また、情報収集した内容や国の説明結果を踏まえ、精査した上でJ A等と連携し、時機を逸しないよう適切に対応してまいります。

27ページをお開きください。

継続の陳情平成25年第51号は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

32ページをお開きください。

12行目に「平成27年4月から7月のクロマグロ漁期に、日台漁業取り決め適用水域において操業した隻数は、昨年同時期の52隻から171隻に増加しております。また、同水域におけるマグロ類やソデイカ等の漁獲量は、昨年同時期の約75トンから約116トンに増加しております。」を加え、33ページ12行目の「平成26年4月から7月のクロマグロ漁期に取り決め適用水域内で操業を行った本県漁船は、主にマグロ集魚灯漁業を行う八重山漁協、久米島漁協等、5漁協の所属漁船52隻であり、延べ約600日の操業が行われております。マグロはえ縄漁船については、そのほとんどがいまだに操業トラブルを懸念し、取り決め適用水域内での操業を自粛している状況であります。」を削除し、時点修正しております。

34ページをお開きください。

継続の陳情平成25年第104号の2につきましては、修正はありません。

39ページをお開きください。

継続の陳情平成25年第107号は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

40ページをお開きください。

20行目の「今後とも、T P P交渉の動向や国の対応を踏まえながら、県内農林水産業への影響について分析等を行うとともに、時機を逸しないよう、必要な対策について適切に対応してまいります。また、T P P交渉等の経済連携のあるなしにかかわらず、農林漁業者が安心して生産に取り組めるよう、万全の対策を講じることについても要請してまいります。」を削除し、26行目に、陳情平成25年第50号の2で追加した内容を加え、時点修正しております。

45ページをお開きください。

継続の陳情平成25年第113号から49ページの陳情平成25年第136号の3件につきましては、修正はありません。

52ページをお開きください。

継続の陳情平成26年第42号の2は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

53ページをお開きください。

5行目の「これを受け、今期のクロマグロ漁期から、八重山漁業協同組合のマグロはえ縄漁船が操業を再開しております。平成26年4月から7月のクロマグロ漁期に取り決め適用水域内で操業を行った本県漁船は、主にマグロ集魚灯漁業を行う八重山漁協、久米島漁協等、5漁協の所属漁船52隻であり、延べ約600日の操業が行われております。マグロはえ縄漁船については、そのほとんどがいまだに操業トラブルを懸念し、取り決め適用水域内での操業を自粛している状況であります。」を削除し、28行目に、陳情平成25年第51号において追加した内容を加え、時点修正しております。

56ページをお開きください。

継続の陳情平成26年第43号につきましては、修正はありません。

58ページをお開きください。

継続の陳情平成26年第66号の2は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

60ページをお開きください。

25行目に、陳情平成25年第51号において追加した内容を加え、時点修正しております。

62ページをお開きください。

継続の陳情平成26年第81号から74ページの陳情第46号の2の6件につきましては、修正はありません。

79ページをお開きください。

陳情第79号の2、新規陳情、美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情、陳情者は美ぎ島美しゃ市町村会会長下地敏彦であります。

要旨につきましては省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

80ページをお開きください。

1、日台漁業取り決めによる影響を緩和し、漁業経営の安定化を図ることを目的として設置された沖縄漁業基金について、県は漁業関係団体とともに平成27年2月に、政府に対し制度の運用等の見直しを要請したところであります。

その結果、沖縄漁業基金事業のうち、漁業者から要望が多かった外国漁船操業等調査・監視事業について、1隻当たりの割当調査日数を延長した内容に見直されております。県としましては、今後とも沖縄漁業基金事業が効果的に活用できるよう漁業関係団体と連携し、国に求めてまいります。

2、与那国町のかんがい用水の確保については、過去に国が行った調査において地下ダムの建設が検討されております。その調査結果を踏まえ、国営かんがい排水事業の導入が検討されましたが、幾つかの課題があり、採択に至らなかったと聞いております。県としましては、これまでの経緯を踏まえ、課題の解決に向けて町と連携して取り組むとともに、引き続き農業生産基盤の整備に努めてまいります。

3、補助金を受けて整備した施設の管理については、法令等に基づき事業実施主体により、必要に応じて修繕、改築等を適切に行うこととなっております。当該貯水池の改善については、関係機関と連携して適切に対応してまいります。

以上が、陳情第57号の2を除く農林水産部の請願・陳情の処理方針の概要説明でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○上原章委員長** 農林水産部長の説明は終わりました。

これより請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願番号又は陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

砂川利勝委員。

**○砂川利勝委員** T P P 交渉が妥結されたということで、先島を含めた離島のサトウキビに大変影響が出るのではないかと心配しておりますが、議会でも何度も言っているのですが、離島の生産性を上げるためにどういう考えがあるのか、説明を求めたいと思います。

**○西村真糖業農産課長** サトウキビの生産につきましては、近年台風や干ばつ等の気象災害や生産者の高齢化といった課題がございますので、県としましては、引き続き生産基盤の整備、早期高糖性・耐風性等にすぐれた新品種の育成・普及、ハーベスター等の導入による機械化の促進、農作業受委託組織の支援

等による担い手育成対策など、総合的な生産性の向上に向けた取り組みをしていくこととしております。

○砂川利勝委員 従来からサトウキビ増産基金も含めて対応していただいていることは十分承知しているのですが、今、糖業農産課長からも出た高齢化、機械化について具体的に説明を求めたいと思います。

○西村真糖業農産課長 機械化の促進については、ハーベスター等の集荷機械の導入などによって、労働の軽減等を図っていきたいと考えております。

○砂川利勝委員 これは島尻農業振興統括監に聞きたいのですが、宮古島と石垣島を含めた大きいところは年次的な整備がされているのです。ハーベスターもしっかり導入されています。これは私もよく理解しております。それ以外の離島についてですが、製糖工場も新しく増改築されたということで対応されているのですが、ことしも西表島は遅くまで操業したということで、いろいろな課題が出てきました。そういった中で、宮古島、石垣島以外の離島の対応をお聞かせください。

○島尻勝広農業振興統括監 沖縄県のサトウキビについては、労働力の面でハーベスター等を入れないと合理化ができないということで、南大東村、北大東村を中心に機械化が進んできたところがありますが、分蜜糖につきましては基盤整備等が進んでいて、それなりに機械化、収穫率が上がってきていると思っています。しかし、含蜜糖地域については、収穫してそのまま製糖に入るといいうことで、品質向上が求められていることがあり、なかなか入れたくても製糖工場ないしは農家の方々が収穫作業そのものの労賃を確保していききたいといいうことで、例えば西表島ではハーベスターを2台入れていましたが、収穫する搬入量について一定の制限を課してきたこともあり、思うようにハーベスターの導入がうまくいかなかったかと思います。しかし、最近では島で高齢化が進んでいる中で、波照間島もそうですが、ユイマールで収穫をしている部分でも、一義的に高齢化が進んでいますので、刈り取り機を中心にに入れてきています。今回は西表島も、以前ですと援農隊がかなり入っていましたが、それだけでは確保できないということもありまして、地域によってはハーベスターを入れながらということが要望されているようですけれども、そうすると製糖工場が製造ライン—含蜜糖は原料の新鮮さが命ですので、その辺の体系を地域で生産農家、役場、JA、製糖工場などの関係機関で調整しながら、その辺については整備



していかざるを得ないかと思えます。特に含蜜糖地域においては、島にとってはどうしても代替の作物がないという厳しい状況がありますので、特に製糖工場と関係機関、事業投入に向けての意見交換を含めて、積極的に検討していきたいと考えております。

**○砂川利勝委員** 量もしっかり収穫していきたいと。今言っている人手不足、高齢化を解消していくためにはこれしかないのではないかと。これは農家の悲痛な叫びなのです。これは協議会もしていただいたので、農家側の意見というのはしっかり聞いてもらったと思えます。導入に向けてしっかり調整をして、そう遠くないうちに機械化を含めて行っていただきたいと思えますので、これをお願いしたいと思えます。

あと1点ですが、南城市で太陽光発電の陳情があります。石垣島でも太陽光発電の話があったと思うのですが、この進捗状況はどうですか一時間がかかりそうでしたら、後で教えてください。

(質疑後、砂川委員離席)

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

**○座喜味一幸委員** T P P 関連で、沖縄県離島振興協議会からたくさん項目が出ております。処理方針にも示されておりますが、今言っている牛肉の関税38.5%を段階的に9%まで落とすというような合意の方向ですが、沖縄県の繁殖牛、肥育牛を含めてどのような影響を見込んで、県は具体的にどう対処しようとしていきますか。

**○長崎祐二畜産課長** 沖縄県の肉用牛に関しましては、肥育牛というよりも繁殖牛のほうが主になっております。肥育用のもとになる子牛を出荷することが主ですが、恐らくT P P が発動しますとどんどん税金が下がってきますので、当然肉の価格が下がってくるのが予想されます。そうすると、それに応じて子牛の価格が下がってくるだろうということは当然のことだと思っております。今、60万円という非常に高い数字で推移しておりますけれども、これが徐々に下がってくるだろうということは予想しております。ただ、今実際にどうい対応をとるかということですが、国の情報を収集している段階で、いろいろな補助事業等がまだ検討できませんので、情報収集している段階ということ

で御理解いただきたいと思えます。

**○座喜味一幸委員** 難しい見通しというのがありますが、T P Pの発動、合意という以前に、畜産農家がどういう問題を抱えているかということだと思えます。子牛の値段もバブルではないかというくらい上がっておりますけれども、高齢化の問題、飼養戸数が横ばいから減ってきている状況は、T P Pと関係なく根本的な問題があります。それから餌の話、飼料価格の不安定さ、後継者がいないという問題等にこのT P Pの問題が絡んできたときに、この離島の基幹的な産業である畜産をどう守って、どう育成しようかと今大きな転換期にあって、既に県として抜本的な畜産振興に関する考え方がなければおかしいのではないかという思いがあるのです。そういう面に関して、政府の支援制度ができないとわかりませんではなくて、根本的な問題を解決しなければならないと思うのですが、島田農林水産部長はどう思われますか。

**○島田勉農林水産部長** 離島の農林水産業の振興につきましては、畜産に限らずサトウキビもそうですが、サトウキビや畜産がある意味、基幹的な品目となっておりますので、その辺は我々も十分承知しております。従事者の高齢化、昨今の経済事情等から抜本的にそういった対策をとらないといけないことも重々承知しております。そういう中で、T P Pの影響が大きく懸念されますので、それについては関係機関や関係市町村の意見を聞きながら、総合的な対策を整えていきたいと思えます。

**○座喜味一幸委員** 今度は砂糖の関連ですが、粗糖、精製糖という区分はどういう一高糖度の精製用原料糖は無税になる等と処理方針に書いてありますが、これはどういうことになりますか。

**○西村真糖業農産課長** 高糖度の精製用原料糖と申しますのは、糖度が98.5度以上99.3度未満のものです。その部分に限って関税を無税とし、調整金を少額、減額するという内容になっております。ちなみに、県内で生産していますのは粗糖でして、この区分とは別の区分になっております。

**○座喜味一幸委員** 要するに、我々がつくっている沖縄の粗糖は、分蜜・含蜜を含めて糖価調整制度を維持するので、当面影響はないという理解でいいのですか。

○西村真糖業農産課長 この交渉の細かいところまではわからないものですが、直ちに影響がないとは現時点では申し上げられませんが、糖価調整制度そのものは守られるということですので、基本的に国の制度としましては国内の消費量、全体の中から国内産糖を除いて、それ以外を輸入で賄うという制度ですので、基本的に国内産糖に対する影響はないと考えています。

○座喜味一幸委員 その辺を丁寧に説明しないと、サトウキビ生産農家は、TPPは大筋合意したからサトウキビはやっていけない、夏植え、春植えやめたというようなことになりかねないので、もう少し丁寧に政府がこれから決めていく方向と、沖縄県がTPPの砂糖に関してどういうガードをして、振興しようとしているのかというメッセージを送って、安心させて生産者を励まさない。こんな答弁では少し足りなくて、もう少し明確に、沖縄県としては糖価調整制度を守る方向でやります、農家は安心してサトウキビを生産してくださいというような力強いメッセージを送らないといけないと実は思っています。

もう一点は、先ほどの畜産と一緒に、沖縄本島で製糖工場は1社になりましたか。TPPの反対で大騒ぎしていた時期もあります。今、サトウキビの沖縄本島での動向、ましてや先ほど出た離島でも一生懸命手刈りしていたオジーたちもいなくなって、ある部落の豊年祭に行ったら、サトウキビ農家の平均年齢が75歳という話が宮古島のある部落であったのです。そうすると、この高齢化に対してどうするのか。機械化はどうするのか。サトウキビの採算性が合うモデルはどうあるべきなのか。こういう形を考えないと、砂糖は離島や沖縄を支えてきた産業ですが、本当に危機的状況にあると思う。県当局が危機感を持って今、新たな糖業の振興に何を手を打とうとしているのかというのが見えない。それで私は畜産もサトウキビも、今、手を打たないと大変だという思いがあって質疑をしているのですが、島田農林水産部長、どうですか。今、抜本的に手を入れないと農家の高齢化、後継者不足、採算性が合わない、その辺は抜本的な問題があって、今まさに沖縄県が沖縄農業の根本的な構造改革、もしくは振興の方向性を示さないとあと5年もちますか。島田農林水産部長、その辺の危機感はどうですか。

○島田勉農林水産部長 サトウキビが基幹作物であるという認識は当然変わりません。その中で、確かに生産量が近年落ちぎみで、平成26年産、平成27年産につきましては若干盛り返しましたが、まだ以前のような80万トン台までには復活していない状況です。その原因としては、やはり高齢化の影響が大きいだろうと思います。そういう意味で、県としましては生産総合対策事業等いろいろ

ろと行っておりまして、高性能の農業機械の導入や施設整備についても進めておりますし、担い手の育成にしましても、就農一貫支援事業や給付金事業等で担い手の新規、担い手の発掘等も行っております。それから、耕作放棄地の解消や農地中間管理機構を通して小規模農地の集約化等を図りながら、先ほどの機械化導入も速やかにしていくことでいろいろと事業をしております。それに加えまして、サトウキビについては継続して県としてもいろいろな支援、対策等をとっていく所存でございますし、TPPの影響についても、今のところ国から示された内容についてはお手元にお配りしております内容で、我々も詳しい点を国に確認しているところでございます。そういう意味で、糖価調整制度については維持されるということですので、ただ、いかんせんそれだけなのかというところがよく見えないので、その辺は少し詳しく国のほうに説明を求めている状況でございます。いずれにしましても、関係機関と一緒に支援をしていきたいと思っております。

**○座喜味一幸委員** 支援ということよりも、私は行政としてどういう方向へ沖縄の農業を誘導しようとしているかという目標、そういう意味においては、なりわいとしての農業のありようというものを、生産から加工、販売まで含めて非常にいろいろな行政で手を打っているのだけれども、今、核になるべき方向性をいろいろな学者、経営者を含めて方向性を示す総点検の時期だと実は思っております。余りにも幅広い農政の中にあるのだけれども、この中で集約して、ある一つの骨組みをつくっていかないと少し厳しいかと思っております。そういう総点検、あるいは大きな意味での農業の方向性を決めていくべき、抜本的な知恵を結集すべきだということを指摘しておきたいと思っております。

細かいのですが、日台漁業のマグロの漁獲高の話が出ております。隻数も倍になり、漁獲高が75トンから116トンに増加しておりますという処理方針がありますが、日台漁業のルールができて、台湾船籍数と沖縄船籍数、漁獲高、このルールができてから実態として本当にそうなのかという数字を少し気になっているのです。台湾の漁獲高を含めて、継続的に見てどうでしょうか。もしかすると、部分的に引き抜いた数字ではないのかと思っておりますが、本当にふえたのですか。

**○新里勝也水産課長** 今回報告させていただいた数字につきましては、4月から7月の間に日台漁業取り決め適用水域において操業した漁船、県内の漁協全てにアンケート調査を沖縄県漁業協同組合連合会一県漁連とともに実施しました。それを集計した結果、各漁協ごと漁業種ごとに積み上げた数字が、今、御

報告させていただいた隻数です。実際に操業した船が漁獲した漁獲量を積み上げたものがこの数字ですので、適用水域内の数字としてはこれが実数だと認識しております。県内の漁船がふえているのは確認しているところですが、御指摘の台湾の漁船がどのくらいこの適用水域で操業しているのかということについては、明確な統計が示されていないことから、台湾の漁船が例えば初年度、2年目、そしてことしどのように推移しているのかについては、残念ながら把握できていない状況でございます。

**○座喜味一幸委員** 台湾の大きな新聞では、台湾の漁獲高は倍増しているのです。我々の数字は横ばいだったのです。そういう意味で、日台漁業操業ルールをつくって我々は横ばいですが、台湾は2倍、3倍にふえているという数字を私は見たときに、これは漁業資源の確保も含めて大丈夫なのかという思いがあって、その辺に関しては、実態としてこのルールができて、沖縄の漁民が本当に生産意欲を持つということにつながらないと、このルールはある意味で台湾に負けたのではないのかという心配を持っているので、もう少しこの辺は分析をしていただきたいというのと、もう一点、沖縄漁業基金100億円の平成27年度までの執行見込み枠は幾らですか。

**○新里勝也水産課長** 平成26年度の最終的な実績としましては、合計で9億9800万円となっております。平成27年度が現在、今年度の計画を承認した数字としまして22億1000万円。合わせて30億円くらいです。

**○座喜味一幸委員** この漁業基金というものは、来年度までですよ。

**○新里勝也水産課長** 現時点での計画としましては、平成28年度までという計画になっておりますが、その中で執行できない部分については、手続をとった上で平成29年度以降に繰り延べていくものと聞いております。

**○座喜味一幸委員** この100億円基金をつくりました、尖閣諸島は大変です、漁業を何とか応援しないといけない、ルールもつukらないといけませんということで、100億円について、平成28年度までに執行すべき100億円が残ったから平成29年度に繰り越していきますと。そういう方向でお願いしていくという考え方。要するに100億円については、我々自民党の農林水産部会では、この100億円で漁業者の生産性が拡大するのであれば政府はもっとお金を出しますよ、それぐらい厳しい尖閣諸島周辺の漁民の実態を我々は理解していますよという

ことを話し合いの中で聞いているのです。100億円のうち、今年度は22億円しか執行できないというのは、漁民からは使い勝手が悪い、どうしてくれるのだと。結局、ポイントは100億円を使い切れない、使い勝手が悪いという状況で執行できないのです。この根本的な問題があるのに、100億円が来年度までしかないのに22億円しか使い切れないということは、行政は何をやっているのだという大きな問題を抱えています。台湾の船と宮古島漁民の操業がバッティングして縄を切られました。基金の中には、そういう事故等に対しては事業の対象になっております。しかし、民間でやった問題は民事で問題を解決しないといけませんということで、この現場でのトラブルに関しては事業の対象になっていない。民事で原因はどうだとはっきりしてから上げてきなさいとなったら、ウミンチュからはどうなっているのですかという話になっている。これは現場を掌握されていますか。

**○新里勝也水産課長** 御指摘の宮古島の漁業者と台湾の漁船とのトラブルについては、宮古島の漁業者が洋上でシーアンカーを入れているときに、台湾のはえ縄漁船がシーアンカーと絡まったために切断してしまったという事故があったと聞いております。その件については、漁業者としましてはきちんと相手の船名など特定して報告をして、しかるべき対処をしているところではございますが、逆にそのことによって民事という形になっています。それは、日本と台湾との操業トラブルを解決するための協定が結ばれていまして、日本の窓口法人としては一般社団法人大日本水産会、台湾側では台湾の全国魚会というところが協定を交わしていまして、そういう原因が特定できた場合には、その場でトラブルを解決していくというシステムがとられているものですから、そこで今、協議がされているものと聞いております。ただし、結果として原因者がわからない場合は100億円の基金できちんと手当ができるようになっているのですが、逆に原因者がわかったことから少し時間がかかっていることについては我々も矛盾しているところがあるかと思っております。国に対して、早急に協議のシステムの中で解決して、対処してもらえるようにということで申し入れをしているところでございます。

**○座喜味一幸委員** トラブルがあつて、原因者の写真を撮って、どういう船でしたというのは漁師にそんな話がわかりますか。そういう意味では、確かに予算執行上の根拠は明快にすべきだとわかるのですが、その辺のことまで一々漁民がしていたら、もう漁民はやってられません。そういうものに対する臨時措置の方法などをとらないと、とてもこのお金は使えない。

あと、何か50ワットから100ワットくらいの無線をつけたいという要請に関して、6件くらい無線の事業対象にはなりませんという回答が出ていました。そういうものは、尖閣諸島周辺に行って海上保安庁と連携しながら操業するのであって、そういう無線機等の施設、整備に関してもこの基金は使えないのですか。

**○新里勝也水産課長** 150ワットと25ワットの無線機整備につきましては、現在、一括交付金を活用しまして県で事業を実施しております無線機の設置支援事業がございます。その中で、5カ年計画で平成28年度までに県内の漁業者が要望している無線機はほぼ設置できる予定でございます。県が行っているものですから、当該基金ではこの無線の事業は対象にせずに、逆に基金では県の事業で対象にならない船舶電話やAIS—自動位置監視システム等を対象にするという役割分担をしまして、そういう意味で少し説明不足であったかと考えております。

**○座喜味一幸委員** いずれにしても、農業もそうですが、今、海に詳しい先輩方が元気な間に後継者をつくっていかないと、海も農業も大丈夫なのかという一現場は高齢化して、漁業としてのなりわいが成り立たない状況。漁協の組合長から100億円のお金は目の前にあるのだが、使い勝手が悪くてどうすればいいのかわからないと聞いていますが、直接聞いていませんか。話し合いをしたことがありますか。

**○新里勝也水産課長** その話は常々言われておりまして、県漁連に事務局を置いています協議会の中でも、水産庁を交えてそういう議論をする際も、直接組合長の方、漁業者代表の方から使い勝手が悪いと言われていたことです。今回は少し改善されたところもございますけれども、まだまだ使い勝手が悪いということがございますので、今後も国に働きかけていきたいと考えております。

**○座喜味一幸委員** 最後の要望ですが、お金は積んであってもしようがありません。今、漁業者が何が欲しいのか、どうすれば漁業が振興するのか。県としてもしっかりと取り組んでいただきますように。繰り越しを簡単にすることはないけません。ぜひとも真剣に取り組んでいただきたい。島田農林水産部長、決意をお願いいたします。

**○島田勉農林水産部長** 今の沖縄漁業基金事業についてのお話からさせていた

ですが、漁業者からの使い勝手が悪いというのは私も聞いております。なかなかその行政がやることについて、融通よくできる、できない部分もございませけれども、その辺は我々としても認識しておりますので、国のほうには、もう少し改善できないかということについては要請してまいりたいと思います。また、先ほど農業の就農者確保等の話もしましたが、漁業についても一緒でございますので、一括交付金を活用して今年度から新規就業者の確保についても水産業の分野でもやっておりますので、県漁連等関係団体等と一緒に頑張って対策に努めてまいりたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 同じように陳情平成25年第50号の2、平成25年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情ですが、T P P交渉の件を聞いていてまだよくわからないところがあります。説明がありましたように、県の農林水産分野の影響の問題ですが、漠然というのか、極端に影響を受けていないという説明の感じがするのですが、牛肉も豚肉も段階的に影響を受けていくということで、甘味資源は糖価調整制度を維持したが条件つきだということになっていますが、従来皆さんが県内における影響額を試算していましたが、この試算から類推して、今、皆さんがわかる範囲であらわれているものとの比較ですが、今、合意されている範囲で打撃を受ける、影響を受ける額は推計されるのですか。今出されているものから、最終的にどれだけ受けるということへの試算はできますか。

○島田勉農林水産部長 今、委員からございました以前の試算額でございますが、そのときの試算額は、国が平成22年に試算しました影響額をもとに本県の影響額を試算したものでございます。今、示されている大筋合意の内容から試算できないかということでございますが、これにつきましては、今後国が詳細な内容を踏まえて、恐らく全体としても影響額は試算するだろうと考えておりますので、県としての試算額については、その結果を踏まえて検討したいと考えております。

○崎山嗣幸委員 皆さんが従来出したものは、これだけ何千億円影響を受けるとトータルで出ておりましたが、今回出ているもので、サトウキビなどがどう影響を受けるかについて、やはり農業をしている皆さんを含めて不安があると



思うのです。今の段階において糖価調整制度は守られましたと言っていますが、守るといいとは思いますが、条件をつけている。県内における粗糖、精製糖も含めて、どのような感じで影響を受けないのか、条件がどうなっているのか説明できますか。高糖度という話も98.5%ですか、この範囲に限るといふことで、この場合は県内のサトウキビ生産者は影響を受けないのか。

○西村真糖業農産課長 輸入される砂糖の種類の中に、高糖度の精製用原料糖、粗糖がございます。今回の合意内容から想定されることは、従来、粗糖として輸入されていた部分が高糖度の精製用原料糖に一定程度移っていくのかと。輸入される砂糖の種類が変わってくると。関税が無税になる高糖度の精製用原料糖に一輸入する量は変わらないのですが、種類が変わってくると考えております。県内に対する影響はないものと考えております。

○崎山嗣幸委員 アの件に関しては、今言っている高糖度精製用原料糖に種類が変わってくるので、関税が無税となっても県内の砂糖に影響しないということですね。イはどうですか。

○西村真糖業農産課長 イは、新商品開発用の試験輸入に限定して、無税での輸入を認めるということですが、これも従来の制度でもこの内容は実施されていると聞いております。枠としては500トンくらいになるようですので、影響はないと見えています。

○崎山嗣幸委員 (2) の加糖調整品について品目ごとに枠を設定するとありますが、どういう意味ですか。

○西村真糖業農産課長 加糖調整品につきましては、現在示されている内容が品目ごとに関税割り当てを設定して、輸入量をきめ細かく管理することになっており、砂糖の含有率が高く砂糖とより競合が大きい品目については、枠の数量を抑えることになっております。示されていますのが、ココア調整品ですとか、砂糖と粉乳等を混ぜたもの、チョコレート菓子などとなっております。事例ということで、5品目しか現在示されていないので、詳しい内容を国に求めているところでございます。

○崎山嗣幸委員 サトウキビに対する糖価調整制度は守られたという意味では、影響は回避されたということで県は理解しているということによろしいで

すか。

○西村真糖業農産課長 県の見解というよりは、私としてはそのように考えております。ただ、最初に申し上げたように詳細な内容を国に説明を求めている段階ですので、全体を見てみないと明言することはできませんが、現時点での私の見解としては、基本的な枠組みは守られていますので、サトウキビの生産、製糖工場の運営に関して直接的な影響はないと考えております。

○崎山嗣幸委員 皆さんとしては、糖価調整制度が守られたという意味では、若干、大きな打撃は回避されたということは、ほっとしているという意味ですか。

○西村真糖業農産課長 糖価調整制度の堅持等について、引き続き国に強く求めていく必要があると考えております。

○崎山嗣幸委員 子牛の価格が下がるということも含めてありましたが、肉の関係について今言われている段階的な影響というか、価格的な影響はどうですか。

○長崎祐二畜産課長 肉の量は、当初はセーフガードというので守られますが、セーフガードが発動する量もどんどん上がっていきますので、やはりその分はかなりの影響が出るだろうと。ただ、沖縄県内の場合は、高級牛肉の和牛が主な生産物ですから、その和牛の格付の高いところはある程度大丈夫だと思うのですが、全体として、乳用牛の肥育やF1の肥育などの少し下の価格帯は影響を受けるのではないかと考えております。

○崎山嗣幸委員 今言われている牛肉、豚肉、サトウキビ、砂糖以外の農水産物の影響はどうなっていますか。

○長崎祐二畜産課長 牛肉以外の畜産物の場合がございまして、ほかにも乳製品の輸入がございまして、これに関しては乳製品を輸入いたします。そのときには、我々が飲む牛乳、生乳は直接輸入はしませんが、それを加工する北海道などがかなり影響を受けるだろうと言われております。例えば北海道が加工乳をやめて生乳として出していくと、各県に生乳として出荷されるだろうということで、やはり乳製品も影響を受けるだろうと言われております。それから、豚

肉、牛肉ではなくて卵、ブロイラーの鶏肉ですが、これに関しましてはもともと税金が高くないものですから、比較的影響は少ないだろうと。ただ、やはり10%程度の税金の影響は受けますので、その辺は少し考慮しないといけないと考えております。

○**崎山嗣幸委員** それ以外はありませんか。林業もありますか。材木とか。

○**金城克明森林管理課長** 林業については、林産物について報告が来ていますが、沖縄県内では外材としてカナダやマレーシア—今回締結された国は日本を入れて12カ国ですが、その部分から合板用の材が入ってきております。沖縄県ではそれからベニア板をつくっているものですから、直接的な影響はございません。輸入しているものですから、価格が安いものが入ってくるということで、県の木材協会あたりは消費量がふえるかなという話をしておりました。

○**崎山嗣幸委員** どちらにしても、まだ不明確なところがあるようなので、今言われている部分以外に、水産業も農水関係担当部門については早急にどういう影響を受けるのか、どう守っていくのかについては方針を出さないと、まだ不明なところが多いので、それを鋭意皆さんが出されて—T P Pが導入されて、政府が5品目を守るといったものが段階的に破られていくのではないかという部分も含めて不安が相当強いと思いますので、試算をしてどういった影響があるのかどうかを含めて、どのように導入されて対応していくのかについて、早急に対応策を打ち出してもらいたいと思います。

○**上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。

玉城ノブ子委員。

○**玉城ノブ子委員** T P Pとの関連でお聞きしたいのですが、大筋合意になったと言いますが、私は、交渉の段階から情報を開示していないことが非常に大きな問題だと思うのです。そういう状況の中で交渉をして、大筋合意した中身が国民に見えてこないということが問題ではないかと私は思っているのですが、それと同時に、国会でも県議会でもそうですけれども、農水産物の重要5品目については守っていくというようなことが、全然守られていないと。こういうことが大きな問題になってくると思うのです。いずれにしても、私は沖縄がどういう影響を受けるのか早目に調査をして、早目に皆さん方がこの影響の実態を県民に知らせて、そしてその上に立って行動を起こしていくように

しなければならぬと思うのです。皆さん方が県に与える影響額について、早目に試算をして出すことが必要だと思います。

**○島田勉農林水産部長** 我々もこれまで、衆参両院農林水産委員会で決議された内容を守るよう要請してきたところであり、今回の大筋合意がその決議を守ったのかどうかという評価も確かにあると思います。それも含めまして、現時点でよくわからない部分が多くありますので、それを詳しく求めていこうということです。その影響額の話も先ほど崎山委員からもあったのですが、確かにこれを早目に出す方法もあるかもしれませんが、やはり我々が示す以上は、ある程度きちんとしたものでないと影響も大きいだらうと思います。確かに畜産物については、大筋合意した内容からしても影響は大きいだらうなと懸念はされますが、やはりしっかりした細かいことを聞いた上で、影響額は試算するのであれば出したいと思います。いずれにしろ、今、国に情報を聞いておりますので、農林水産省でも全国から同じように情報収集があり、なかなか機会をつかまえずらいという実態もございます。そういう状況もあるのですが、早目に実態をつかんで、もし必要であれば対策をきちんと立てていきたいと思っています。

**○玉城ノブ子委員** 情報が開示されていないこととの関係でつかみにくい部分があると思うのですが、しかし、わかる部分だけでもかなりの影響が出るというのは、特に豚肉、牛肉、家畜関係はかなりの影響が出てくると言われているのです。それ以外にもT P Pの影響が出るということで、農家の皆さん方からは非常に大きな怒りの声さえ上がっているわけです。そういう意味では、私は今回のT P Pの合意内容について非常に大きな問題があると思います。合意はしているけれども、条約の締結には至っていないわけですから、合意前に岩手県あたりでは、絶対にこれは認められないということで集会も開かれている状況があるわけです。ですから、沖縄県も早目に県の姿勢を明らかにしていかないと、そのまま条約締結までいくと、沖縄の農水産業における打撃は大きいものが出てくると私は見ているのです。ですから、ぜひ早目に、T P Pの合意がそのまま締結になってしまうと沖縄の農水産業が非常に大きな打撃を受けることになるのは明らかですので、これに対して皆さん方は、県の考え方を明らかにして、国に対して内容について認められないと。私は絶対に認められないと思っているのです。重要5品目について、こういう合意をしたというのは絶対に許せないと思っていますので、ぜひJ Aとも連携をとって、行動を起こしていけないといけないのではないかと考えているのですが。

○島田勉農林水産部長 先ほどからございましたように、それはわれわれも同じように考えておりますので、J Aや関係団体と連携して、国に対して対応をいろいろ要請してまいりたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
喜納昌春委員。

○喜納昌春委員 今のT P Pの件ですが、10月5日の甘利大臣の報告をラジオやテレビで聞いたのですが、一定程度、5品目については頑張ったという印象でしたが、数字だけを見ては日本の製造業や著作権を含めて、どうなるのかについてはさっぱりわからないのです。実感が湧かない。しかも自民党を含めてほとんどが反対ですから、J A中央会あたりは絶対に反対だったわけですから。ところが、J Aはある意味で相当弱体化されたのです。あれほど自民党と連携が深いから、あんなことにならないだろうと想定していたのですが、相当変えられたのです。ですから、戦いの総本山はJ Aですが、それも体質改善してしまっただけです。T P Pに断固反対云々は消えつつあります。ですから、政治的には衆参両院があるものですから、もう一つ戦いがあるという想定もされています。自民党もきちんと守るべきところは守るというラインは持っているのですから。ただ、そうであっても、決まってしまったものがもとに戻るかといえば、恐らく厳しいと思います。安保法制でもあれだけ国に声が上がってもやるわけですから。そういう意味では、確かに政治的には決着がついていませんが、行政の側としては、総本山の内閣府あたりは皆さん一緒ですから、否定的なことは出てこないと思うのです。ですから、今までもあるように、大筋合意がどうだったかについて、反対の段階ではこれだけの損害があるから反対だと言いやすかったのですが、ほぼ決まっていますから、想定しながら畜産、製造業を含めてどうなるのかについて対応しなければならないと思います。反対の場合は、これだけ何十億円だと言えましたし、だからだめだと言えましたが、できてしまったわけですから。数字は確かに出せるかもしれませんが、だからといって反対はできませんので、そういう意味では、具体的に畜産農家やサトウキビ農家とどうなるかについて考えないといけません。そういう意味では、最後にはJ Aも情報を収集して忌憚なく意見すると言っていますが、恐らく元締めの方からどういう情報が来るか……。ほぼ合意しているわけですから、否定的なものは来ないと思うのです。だから、それを受けながら沖縄の畜産業、製造業を含めてどう生き残っていくかについての、私は措置というか、これは行政の側は一まだ政治的には終わっていませんが、米国だって厳しいところがあるのだ

が、米国もとまらないと思います。大統領に相当の権限を与えていますから。ただ、上院・下院があるので、簡単ではないよと言っていますが。日本も簡単ではないはずだが、政治的には恐らく自民党も含めてあれだけTPPに反対の……。衆議院も参議院も普通にやっていたら私は通らないと思います。しかし、決まったことについてはかなり厳しいと個人的には思っているので、行政の側も部長が言うように、JAとタイアップしてと言っていますが、JAは相当体質が弱体化されているから、そういう中でどう情報を収集して、沖縄の畜産業、漁業などもどう生き残っていくか。まさに都道府県単位の勝負になってくると思うのです。県はこの前シンガポール事務所を開いたのですが、あそこに熊本県、青森県を含めていろいろな産業をシンガポールへ売り込むということで、私たちのスペースを共催しながら開いたのです。各都道府県、九州もそうですが、物産をどう売り込むかということは、TPPとは別に始まっているのです。ですから、TPPは恐らく本当に出ましたというときには、まさに日本の国の勝負でもあるけれども、製造業を含めてどう生き残るかという都道府県単位の勝負にもなる。TPPができたなら、我々がもうける時代になるぞと、もっと意欲的な農家、製造業も含めて一部いるわけですから、そういう意味では元締めは内閣府であってもJAとの連携を遅滞なく行う必要がある。各都道府県単位で同じ歩調や同じ入れ方だと、私は強弱や落ちこぼれが出てくると思うのです。最後にJAとの云々があると思うのですが、政治的には終わっていませんが、本当に緊張感を持ってこのことについては対処していくことを、ぜひ知事を含めて真剣に考えてもらいたい。その辺の決意について聞かせてください。

○島田勉農林水産部長 今回のTPPについては、確かにまだ大筋合意ということで、締結までにはどうしてもいろいろな手続、当然に国会審議で本当に承認されるのかどうかも含めまして、まだ紆余曲折はあるのだろうと思います。しかし、だからと手をこまねいてそのまま見過ごすわけにはいきませんので、今の時点では大変苦しいのですが、もう少し詳細なものをつかんで一つずつ対策をとっていきたいと思います、確かに委員がおっしゃったように、恐らくこのTPP問題に限らず、農林水産業をどう発展させるかが他府県との勝負でもあると思うのです。そこにTPPが加わってきたので複雑ではあるのですが、その辺は当然認識した上で、県を挙げて他県に負けないように頑張っていきたいと思います。認識としてはあります。

○喜納昌春委員 TPPは余りにも分野が広過ぎて、製造業、著作権などサービス業含めてあるものですから、例えば著作権を50年から70年に延ばすとした

ときに、日本もいろいろもうけられるという人がいるかもしれませんが、根本はディズニーがあれだけ世界を制覇して、50年を70年に延ばしてぼろもうけをするのは米国だろうという指摘もされているのです。日本も手塚治虫とかいろいろありますから、もうけられるという話もありますが、あれがなぜ50年が70年になったかについては、世界的にもっと情報を共有しようという中で、もっと閉鎖的になったのです。もうけてうまいこといくのは米国です。そんな格好で、大枠が医療も含めてそうなっているものですから、お互い非常に捉えがたい部分があって、しかも情報を開示しないと。かつてこんな国際会議はなかったと思うのです。今後もあってはいけないと思うのです。論議の経過を一切見せないで、漏れたら漏れたでどうのこうの話で。こんな密接になった世界の中で、こんな交渉の仕方はなかったと思うのです。その中でまとまったTPPの大筋合意ですから情報収集も厳しいものがあると思いますが、農家を含めて生き残らないといけないのですから。しかも趨勢的には、生き残る話ではなくて消えていく話なのです。みんな後継者問題であったり、町の活性化の問題であったり、玉城満委員からあったのですが。沖縄市でもオトーがやっても、これを子供に引き継ぎたくてもそうならないような時代なのです。製造業だけではなくて、農業、畜産だけではないのです。私は恐らく世界的に大きなマグニチュード10以上のものだと思います。大きなダムも一つの穴から決壊していくわけですから。本当に安いものが入ってくるときには、消費者を優先すれば逆に反対はできないのです。どんどん安いものが入ってくるわけですから。ただ安いからといって結構なことだと思っていたら、安い品物が逆にワッターしかないからと10倍、20倍に値段を上げて買わないといけないものだから、本当は武器以上に武器なのです。ですから食糧安保の話も出てくるわけですから。そういう意味では緊張感を持って、政治の流れもあるものですから、行政の側としてはやりにくいものがあると思いますので、ぜひその辺はまさに沖縄の産業が、サービス業を含めて大きな構造変化にさらされていることを想定しながら頑張っていたいただきたいと思います。これは要望で終わります。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 新規の陳情第79号の2美ぎ島美しゃ(宮古・八重山)圏域の振興発展に関する陳情の記1、沖縄漁業基金の中の外国漁船操業等調査・監視事業ですが、事業の目的、概要をお願いします。

○新里勝也水産課長 外国漁船操業等調査・監視事業ですが、漁業者が漁業活動を行いながら外国漁船の操業などを監視する経費について、定額で助成されることになっております。外国漁船の操業を確認した場合は、漁業無線局を通して国や県に報告が行われることになっておりまして、そのかわりの支援内容として乗組員の人件費、燃料費、用船料等がこの基金から支援されることになっております。

○瑞慶覧功委員 1日当たり、金額にするとどのくらいですか。

○新里勝也水産課長 例えば、日当でしたら1人当たり2万円程度で、それぞれ単価が設定されておりまして、用船料も船の大きさによって違ってきますが、1日1隻当たり4万円程度で単価が決まっております。10トン程度の船で1航海行きますと、数十万円程度の支援が受けられると聞いております。

○瑞慶覧功委員 今、要望で日数が延びたとあるのですが、何日から何日に延びたのですか。

○新里勝也水産課長 平成26年度は、日数が大きく影響を受ける取り決め水域は、14日であったのが今年度から20日に延長されております。その他の水域では、7日だったのが10日に延長されております。さらに、最重要監視水域ということで八重山北方三角水域、久米島西方の特別協力水域におきましては、最大30日まで延長して設定されております。

○瑞慶覧功委員 30日というのは、1人で30日までできるということですか。

○新里勝也水産課長 1隻当たり年間30日まで調査日数を割り当てるということでございます。

○瑞慶覧功委員 これは漁業しながらと聞いているのですが、本来の漁業とは趣旨が異なると思いますが、魚をとらないでそれだけをする人もいるのですか。

○新里勝也水産課長 実際に漁業者の判断ですけれども、操業しながら見つけたときにはメモをして報告することになりますので、漁業の合間にできる方はそれに対応していただく。あるいは漁場が違う場合などには、漁業はせずにこの調査に専念しておられるような方もいらっしゃいます。



○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 沖縄は台風の通り道だと言われております。台風第1号から第23号まで現在のところ来ておりますよね。特に台風第6号のときは、葉たばこの収穫時で大変な被害をこうむった。台風第21号についても八重山、宮古島、多良間島、与那国島と大変な被害をこうむったわけですよね。いち早く皆さんは調査を行ったということで、それでも1億8000万円余りの被害が出ているということですよね。この台風というのは、沖縄県にはまず来ないということはないですよね。直接当たるのかそれなのか、それまでは自然ですからわかりませんが。夏場になったら来るわけですから、県の災害対策として、基金、予算というのを調査した段階でいつでも出せるような対策、方法について考えたことがありますか。

○島田勉農林水産部長 本会議でも答弁したと思うのですが、台風常襲地帯である沖縄にとっては、台風を避けて通るわけにはいきませんので、そのリスクを抱えながら農林水産業に従事しなければならないと。我々の対策としては、当然来ることを想定して風等に強い施設を建てる、防風林、防潮林を設置する、サトウキビであれば風に強い品種を開発して普及していく、そういった事前の対策が一つでしょう。そして、残念ながら台風の被害があったものについての対応ですが、今、我々が進めているのが、漁業共済、農業共済でございますので、当然にその共済への加入を促進していくということでございます。事前の対策については、一括交付金を活用して強い施設を導入できるような事業も行っておりますし、共済につきましては、共済の加入率が他県に比べて低いという状況が以前からございましたので、共済そのものに直接的な支援はできませんが、加入率が低い原因については農家の負担が大きいということでございますので、農家が資材等を購入する資材費を支援して農家の負担を減らす。結果的に掛金を払うことができるまでにして、加入率を上げるという両面からの対策をとっているというのが実情です。これについては、これからも行っていかなければならないだろうと思います。委員から御指摘のあった、基金をつくってはどうかということがありますが、検討したことはないかということ、頭にはあります。玉城ノブ子委員からも以前指摘がありましたし、全議員からそういった話を聞いたことがありますけれども、私なりに考えてはいるのですが、どういふ被害に対してどう支援をしていくのか、公費を使うので正直難しいので

す。減収分について公費で補填できるのかというのは多分できないだろうと思います。農林水産業に関しても、今の農業共済、漁業共済を否定することになりますので。そういうことがあり、直接的な減収額への補填はできないだろうと。そうであるのであれば、どうしても事前の対策を強化していくのがいいのではないかと思います。ただ、事前に基金のような大きな額をつくることができるかどうかというのは、これはまた庁内で財政当局との話もありますので、すんなりいくとは思えませんけれども、答えにはなっていないかもしれませんが、頭にはあります。できるかどうかわかりませんが、勉強はしてみたいと思います。

**○新垣哲司委員** 今の農林水産部長の答弁ですが、自然にはかなわないのです。台風が来た場合には、多かれ少なかれそのときによって被害も違うのです。共済や保険などの話もありますが、それも満足した農家はおりませんよ。今の農林水産部長の答弁を聞いても、一般論の話なのです。私から見れば、何も解決しようというような一農林水産部長が一生懸命されている気持ちはわかりますよ。では、どうやって工夫して、どういう形でこの台風対策をするのかというような、これをまず考えなくてはいけないと思うのです。迅速に対応するのが一番です。ですから、県が台風対策を持って、市町村とも連携をとって、すぐ翌日には被害状況もわかるようなシステムもつくらなくてはいけない。今後見直すという意味で、この点についてどう思われますか。

**○島田勉農林水産部長** 今の委員のお言葉でございますけれども、農林水産業の被害額については我々のシステムはできておりますので、その他の産業に比べてもほぼ翌日には概算値、速報値ではございますけれども出しております。その辺は農林水産部、宮古、八重山、北部、中南部含めまして各農林水産振興センターなどがございますので、台風が近づくと事前にそういう指示を出しまして、職員は待機しています。台風が過ぎた後にすぐに調査に行きまして、市町村やJA等、サトウキビについては、地域によっては製糖工場等とも連携して、すぐに被害額が出るようなシステムを既に持っております。そういう意味では、この部分については我々は自負をしているのですが、問題はおっしゃるようにその支援策についてですが、今の段階では事前の対策と共済を中心とした対策で進めさせていただきたいと思っておりますし、そういう意味で後ほど御説明いたしますが、5月の葉たばこ被害に対する補正予算については通常とは違うような状況でしたので、かなり我々としても頑張って支援策を考えた次第でございます。通常の支援策としては、残念ながら今のところはまだ、先ほど説明

した方策以外にはこれとって提示できませんので、少し御勘弁いただければと思います。何とかすぐに対応できるような基金みたいなものがないかというのは、私なりには一応は常に考えております。しかし、実際に難しいというのが正直なところです。

**○新垣哲司委員** 水産関係で100億円の基金もあるわけですよ。ある意味では、基金がこれだけあっても使い道がわからないという発言もあったのですが、同じ農林水産業にしても、このようなことが毎年予測されるのです。これをいつまでもそういう状態で放っておくこと自体がおかしいと思うのです。温暖化の時代になって、これまでは沖縄を中心とした離島に台風が来たのですが、本土にも行くようになっていきますから、台風という災害に対する危機感は政府もわかってきていると思うのです。その辺は農林水産部長を先頭に政府にも陳情して、極端に言うとも30億円でも50億円でもよいのです。そういう気持ちになって政府に陳情して基金をつくる、いつでも災害に対応できるような農作物や台風に対する予算を確保することが私は大事だと思うのですが、農林水産部長の答弁では今すぐはというような答弁でしたが。しかし、庁内ではしっかりと議論していただきたいということをお願いしたいのですが。

**○島田勉農林水産部長** 同じ答弁になるかもしれませんが、私も考えてはいます。庁内でもそのような情報は共有して一私がこの4月に農林水産部長に就任してから一番に考えたのは台風対策です。絶対に来るだろうということで、委員がおっしゃる基金をつくってという対策ですが、まず被害額、減収額への支援というのを基金からできるかというのが、今、農林水産業には共済制度があるわけです。国からも半分以上お金が出ています。ですから、それとの兼ね合いからすれば、私個人とすればこの辺が難しいだろうと思いますので、そうではない別の理屈が整理できるかというのは、ぜひ委員の皆さんのお力をかりながら考えてみたいと思います。

**○新垣哲司委員** 農林水産部長、頑張ってください。

今、子牛は高価格で順調に推移していると。沖縄県は昔から食文化としてヤギを育てていますが、最近では、若い人たちのヤギへの気持ちが高まっています。ヤギといえば、昔から血压に悪いとか、ヤギを食べて死んでしまったとか一本当かどうかわかりませんが、こういう話を聞いたことがあります。大学の先生がヤギは非常に健康によいと。そこに塩を入れるから悪いという調査結果が出ています。今、繁盛してヤギが足りないぐらいです。県として、市町村へ

の補助金はどうなっていますか。

○長崎祐二畜産課長 ヤギに関しましては、平成23年度から一括交付金を使いまして、1つ目においしいヤギをつくろう、肉がたくさんとれるヤギをつくろうとニュージーランドからボア種という品種を導入しまして、沖縄ヤギをつくろうと取り組んでいる最中でございます。若い人たちが参加しているということですが、経営的に小さい農家が多いのです。結局、1つの農家で5頭、多くても10頭しか飼われていないので、経済的にペイするのかどうかということで調査事業を実施しているところでございます。また、ヤギが季節繁殖ということで一春にしか子供を産みませんので、これを年間2回産める、あるいは1回につき2頭産めるような方法はないかということで、繁殖環境の研究を行っている最中でございます。あと、市町村に関しましては、本部町や久米島町あたりが市町村の一括交付金を利用して優良品種を導入したり、1カ所ですがヤギ舎をつくって、優良なヤギをふやして農家に配付することも行っていると聞いております。今年度から我々も、導入に関しましても一部補助をしようということで、事業を実施しているところでございます。

○新垣哲司委員 私も1週間に1回、ヤギを食べています。好きなものですから。ヤギは年に2回産みます。大体多くて2頭くらいですね。繁殖も早いので、飼育によっては一今、若い者に聞いてみたら、大々的に行おうという話を聞かされるのです。食文化ですし、健康にもよいとはっきりしていますので、来年度導入したいということで市町村にも呼びかけ……。これは一括交付金は使えるのですか。

○長崎祐二畜産課長 今、話をしました久米島町や本部町は、実際に市町村の一括交付金を利用して事業を実施していると。我々もヤギ事業自体は一括交付金を利用して行っています。

○新垣哲司委員 各市町村にも呼びかけて、これから立派な産業として一今は足りないくらいですから。ほとんどが外国から輸入しているくらいです。冷凍物が多いのです。そういうことですから、ぜひこれを県としても、市町村にも指導しながら頑張ってください。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

次に、陳情第57号の2の審査を行います。

ただいまの陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

島田勉農林水産部長。

○島田勉農林水産部長 それでは、農林水産部の請願・陳情処理概要の77ページをお開きください。

継続の陳情第57号の2は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

78ページをお開きください。

3行目の「そのため、県としましては、再生産に向けた支援について検討を行っているところであります。」を「そのため、県としましては、再生産に向けた支援として、次期作の資材費の一部を助成する「葉たばこ再生産緊急支援事業」を9月補正予算に計上しているところであります。」に改め、12行目に「なお、沖縄振興開発金融公庫によると、平成23年の台風被害で融資を受け、現在償還中の葉たばこ農家のうち、67件について元金の返済猶予を実施し、50件について新規及び追加の融資を行うとのことであります。」を加え、時点修正しております。

以上が、農林水産部関係の陳情第57号の2の処理方針概要の説明でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 我々、経済労働委員会も現地で葉たばこの被害の実態を調査させていただきました。県としても一生懸命、今回の問題に取り組んでもらったと思っておりますが、1970万円くらいを補正予算で計上していると思うの

ですが、できるだけ今回の台風に対する措置は、ある意味の特例で、今後も続けてそういうことがあると思っておりますので、大変厳しい中での予算確保でありますから、ぜひともに厳しいルールではなく、ある意味で全農家の被害がある程度救済できる形で緩めて、余りルールをつくらずに。強風で二十数億円の被害を受けていますから、全農家をある程度支援ができるような形で、ぜひともに弾力的な予算執行を希望したいと思います。今、ルールが厳しくて、全農家ではなく、ある程度限定された人だけの部分がありますから。

○西村真糖業農産課長 当初、被害額が20億円ということで、それに向けて事業を仕組んだところでございます。まだ生産の実績が上がっておりませんので、実勢に応じて。基本的には平年の8割未満の収量の方であって、平成23年あるいは今年度のセーフティネット資金などの借り入れの申し込みをされた方を対象にさせていただきたいと思っております。ただ、それ以外にも要件が考えられていたのですが、その辺は沖縄県たばこ耕作組合とも相談しながら、実施可能な方向で行っていきたいと考えております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
具志堅徹委員。

○具志堅徹委員 この陳情への対応については、元金の返済を猶予したなどいろいろしているのですが、皆さんの努力も含めて大事なことだと思います。たまたま今、新垣委員の話を聞いて提案する形で申し上げたいのですが、防風林の話を現場でもやったのです。防風林について、フクギの話をしたら成長が遅いという話をされていて、どうするかと悩んでいました。防風林などの対策を葉たばこだけではなく、その他のサトウキビについても研究する必要があるのではないかと。そこで提案したいのは、東北地方など雪の深いところでは、雪よけの構造物で雪や風を防ぐ施設があるのです。それに学んで、こちらでは台風があるので、台風に対する構造物をもって暴風対策もできるのではないかと。そういう研究などを考えてみたらどうかというのがあって、今の新垣委員のいろいろな話の中で思い出して、このような話もしているのですが。今の陳情をよしとしながらも、あわせて暴風対策で防風林、林というと樹木に限る。ところが、構造物で対応できるのではないのかという暴風対策。これが風速四、五十メートルではいいが、80メートルのような状況になるとなかなか大変だとは思いますが、北海道の道の周辺や畑の周辺では、豪雪地帯での雪よけの対策があるのです。それと正反対の形で、こちらは風よけの対策も立てられるのではない

かと。そういうものについては、いろいろ予算の出どころもあろうかと思うのですが、その辺については一生懸命悩んでいただいて、何とかしたいという農林水産部長の話もあるようですから、具体的に暴風対策の構造物の研究をしたらどうかということについて考えをお聞かせいただきたい。

**○玉城肇農漁村基盤統括監** そういった構造物に関しましては、農業関係ではなくて漁港に防潮施設があります。一方、農地に樹木ではなく、構造物関係を設置するということは理屈的には可能だと思います。しかし、費用の問題ですとか、例えば土地改良関係で建てるのであれば、どうしても受益者負担といった問題も出てきます。あるいは費用対効果で大きな金額を投入して、それがペイするかといった試算等も必要になってきますので、それについてはなかなか、ハードルが非常に高いかと思います。また、費用対効果ではないのですが、畑、圃場といった景観にすぐれた農地に、鉄骨等の構造物がずらっと並ぶというのが景観上よいのかという論点もあるのではないかと考えております。ただ、それがクリアできるのであれば、理論的には可能ではあると思います。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**○上原章委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

午後 0 時 18 分 休憩

午後 1 時 29 分 再開

**○上原章委員長** 再開いたします。

午前に引き続き、審査を行います。

次に、乙第 8 号議案財産の取得について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

下地明和商工労働部長。

○下地明和商工労働部長 それでは、商工労働部所管の議案につきまして御説明いたします。

まず初めに、議案の審査に当たりまして、商工労働部で用意いたしました配付資料の御確認をお願いします。

資料1といたしまして、平成27年第7回沖縄県議会（9月定例会）乙号議案説明資料。資料2といたしまして、平成27年第7回沖縄県議会（9月定例会）乙号議案説明要旨。この2点が商工労働部で用意いたしました資料となります。

議案の説明に当たりましては、資料1の平成27年第7回沖縄県議会（9月定例会）乙号議案説明資料に基づいて進めさせていただきますが、議会配付資料の議案書の該当ページについても御案内いたします。

それでは、乙第8号議案財産の取得について御説明いたします。

資料1の1ページをお開きください。

議案書については、23ページとなっております。

本議案は、モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業において整備される複合施設内に、グッジョブセンターおきなわを移転するため、旭橋都市再開発株式会社を相手に保留床を取得することから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

説明は、以上となります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第8号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 取得したほうが安いということですね。図面はありますか。

○下地明和商工労働部長 このビルの6階部分の半分の約2466平米を取得する予定です。3階から5階までは県立図書館が使用する予定です。6階の一部も県立図書館が使うということです。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。



(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第8号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第12号議案訴えの提起について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

下地明和商工労働部長。

○下地明和商工労働部長 続きまして、乙第12号議案訴えの提起について御説明いたします。

資料1の2ページをお開きください。

議案書については、27ページとなっております。

本議案は、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設うるま地区内賃貸工場を、沖縄県の許可なく不法に占有している株式会社RSCホールディングスに対し、本件建物の明け渡し等を求めて訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

説明は、以上となります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第12号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第12号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、商工労働部関係の陳情平成24年第113号外19件の審査を行います。

ただいまの陳情について、商工労働部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

下地明和商工労働部長。

○下地明和商工労働部長 それでは、商工労働部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

お手元に配付しております資料3、平成27年第7回沖縄県議会経済労働委員会陳情に関する説明資料を1枚めくっていただき、目次をごらんください。

商工労働部関係は、継続陳情が20件、新規陳情がゼロ件となっております。

継続陳情20件のうち、18件につきましては、前定例会における処理方針と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

それでは、処理方針に変更のありました継続陳情2件について、御説明いたします。

修正のある箇所は、下線により表示しております。

資料3の15ページをお開きください。

陳情平成26年第24号労働法の改悪を許さず安定した雇用を求める陳情に係る修正箇所について、御説明いたします。

修正箇所は16ページとなりますので、そちらをお開きください。

6月定例会の経済労働委員会後、労働者派遣法改正案が衆議院本会議で可決・成立したことによる文言の修正であります。

次に、18ページをお開きください。

陳情平成26年第40号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情に係る修正箇所について、御説明いたします。

修正箇所は19ページとなりますので、そちらをお開きください。

まず、1について御説明いたします。

6月定例会の経済労働委員会後、労働基準法改正案が継続審議となったことによる文言の修正であります。

次に、2について御説明いたします。

6月定例会の経済労働委員会後、労働者派遣法改正案が衆議院本会議で可決・成立したことによる文言の修正であります。

以上が、商工労働部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 8ページ、中城湾港振興に関する陳情です。前々から電気料金の問題、スマートグリッドですか。これは平成24年度から始まって3年たっています。今の進捗はどうなっておりますか。

○伊集直哉産業政策課長 平成24年度に実施いたしました可能性調査に基づきまして、昨年度から事業者で構成いたします協議会、学識経験者を交えた委員会を開催いたしまして、その中でどういった取り組みが必要かという議論をしております。今年度は、電力消費量の可視化及び省エネ診断ということで、立地している170社のうち15社程度を選出いたしまして、そこに省エネ診断を入れている状況でございます。それを踏まえて、また今後進めていきます。

○玉城満委員 平成24年度から始まって今は平成27年度ですよね。まだ調査程度に終わっているという状況ですが、実際にこの地域の人たちが本当にうまく電気料の低減化が図られるというのは、現実的にあとどのぐらい年数がかかる予定ですか。

○伊集直哉産業政策課長 今年度は省エネ診断を行い、どの程度の効果があるのかというのを確認いたしまして、次年度以降は他のエリアも含めた診断を入れていくというのが1点です。もう一点は、中城湾港地域に関しましては、それを踏まえてデマンド機器や省エネに資するような機器を実態に即した形で入れていくことを考えているところです。

○玉城満委員 期間はどうか。

○伊集直哉産業政策課長 今申し上げたのは、短期間での取り組みです。将来的には共同受電という形で、そのエリア一帯で一括して受電ができるような取

り組みが望ましいのですが、それには進出している企業の合意形成や負担金の問題など、さまざまな課題をクリアしなければなりませんので、そこには少々時間を要すると認識しております。

○玉城満委員 これは前々からこの地域のいろいろな業者の要望ですから、早目に取り組んで、早目に実施できるようにぜひやっていただきたいと思います。もう一点、ペトロブラス社南西石油の譲渡先の進捗はどうなっていますか。

○下地明和商工労働部長 2カ月前の8月5日にペトロブラス社の日本社長が来訪しまして、報告を受けました。本社との協議を含めて譲渡先がなかなか進捗していないということで、この2カ月余りその後の進捗についてはまだ報告がありません。

○玉城満委員 見通しはどうか。

○下地明和商工労働部長 まだ私どものほうでも何とも言えない状況でして、報告を受けてもはっきりしない部分が多過ぎて、まだ見通しがきかないというのが現状です。

○玉城満委員 ここには180名くらいの雇用があつて、石油精製をやめると大幅な解雇があるという話は聞いております。今、どういう状態になるのかわからない、どういう買収になるのかわからないけれども、この問題は東海岸の当該西原町がかなり心配している事項なので、県が積極的にかかわっていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○下地明和商工労働部長 今の石油精製の部分ですが、かなりの施設老朽化と沖縄の規模からするとかなり大規模な製油施設ということもありまして、県内消費分だけを生成するにはかなり厳しい面があると聞いております。経済産業省の資源エネルギー庁も、沖縄における安定供給を第一に作業を進めるというところで大きく動き始めていると報告しておきたいと思えます。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 陳情第71号新県立図書館及び新八重山病院建設に係る木製家

具の製作と購入に関する陳情がありますが、新八重山病院も設計が終わっていると思うのですがどうなっていますか。

○**幸喜敦県立病院課副参事** 新県立八重山病院は現在入札を行ったところですが、建築工事の入札が不調に終わりましたして再度発注を予定しているところです。新県立八重山病院の建設工事では、カウンター、棚など多くの作りつけの家具が予定されております。病院事業局としても、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用の基本方針に基づいて、受注者にその旨働きかけていくことを考えております。

○**砂川利勝委員** 設計が終わっているということですので、県産品を使うということを、当然にこういう要望が来ている中でしっかりとやっていただきたいと思えます。どうですか、下地商工労働部長。

○**下地明和商工労働部長** 商工労働部としましても、県産品の優先使用、優先発注という方針を掲げて各部と連携して取り組んでおりますので、そのようにしてほしいと要望していきたいと思えます。

○**砂川利勝委員** これは当然に新県立図書館も一緒ですよ。同じ方向、考え方ですよ。沖縄県産品を使用していただくという考え方ですよ。

○**下地明和商工労働部長** 図書館の設計についてはまだ具体的に話を聞いておりませんが、全体を建築する旭橋都市再開発株式会社にも県産品の優先使用については申し入れているところでありますので、当然使われるものと考えております。

○**砂川利勝委員** 先ほど新県立八重山病院が入札不調で再度やり直しという話が出たのですが、基本的に間に合うのですか。

○**幸喜敦県立病院課副参事** 若干、2カ月ほどおくられているということですが、何とか平成29年度の開院を目指して発注に取り組んでいるところでございます。

○**砂川利勝委員** 入札不調というのは、相当の単価の開きがあるのですか。

○**幸喜敦県立病院課副参事** 単価の開きについては余り詳しくは述べられないのですが、見積もりの中で錯誤がありまして、職人の宿泊費等で見解に相違があったと考えています。

○**砂川利勝委員** 建設団体からいつも要望があつて、離島は全然コストが違うよという話がいつも出るのです。そういった中で積算単価が全然合わなくて、受注業者がないという現実。額が大きくなればなるほど、赤字がふえていくのではないかという業者に相当な心配があるのです。そういった中で、いつも建設業協会が単価アップを見直ししてくださいという話をよくされるのですが、この辺はどうですか。

○**幸喜敦県立病院課副参事** 病院事業局としては、単価については土木建築部の積算基準に基づいてその旨積算はしているのですが、昨今の職人不足、技術者の不足が離島にはあると聞いております。その件については、当初からの積算では見込めない、離島の離島であれば職人が不足しているとはわかるのですが、5万人規模ですとなかなか見込めないのも、後日精算という形で離島ではとっていますので、これは土木建築部と協議して、彼らも別途工事が出るという話は聞いていますので、少し協調して対策を考えているところです。

○**砂川利勝委員** 離島では公共工事がたくさん発注されていて、なかなか落札できないという話が結構あるのです。人材が足りないと。もちろん東京オリンピックを含めて忙しい状況で、向こうからもなかなか人が呼べないと。そういう中で労働力の不足、これは県がもっと力を入れていかないと、できるものもできないのではないかと。ほかに、石垣市でいえば県営団地の発注もされると思うのですが、そうすると労働力の確保は一受注した業者が責任を持つのは当然ですが、とても懸念されることなのです。去年からそういう話がありましたので、その辺の打開策というのは、部長に言われてもなかなか人の確保は難しいと思いますけれども、その辺はどういう考えがありますか。

○**下地明和商工労働部長** 分野分野における人材不足、例えば保育士の件もそうですし、IT分野でも高度技術者が不足していると言われておりますし、建築関係ですと鉄筋、型枠工、それからホテル等のバックヤードになる人材等、いろいろ不足している人材があると言われております。商工労働部としましては、緊急雇用事業などを活用して、特に土木建築部とも協力しながら鉄筋、型枠工の育成に努めるとか、そういった形で技術者不足の問題を一緒になって取

り組んでいくことで解消できたらと考えております。

○砂川利勝委員 多岐にわたって人が足りない現実が東京オリンピックまでは続くのではないかとされているので、商工労働部が本当に力を入れていかないと人の確保というのは厳しいかと。場合によっては、外国から呼んでくるぐらゐの対応策は一海外研修制度などの人材交流もあると思うのですが、そこまゐで視野を広げていかないと厳しいところもあるかと思ひますので、頑張ってください。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、商工労働部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、乙第9号議案財産の取得について審査を行います。

ただいまの議案について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

前田光幸文化観光スポーツ部長。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の議案につきまして、御説明申し上げます。

まず初めに、本日使用する資料としましては、議会配付資料であります議案書を使用いたしますので、御確認ください。

議案書の24ページをお開きください。

乙第9号議案財産の取得について、御説明申し上げます。

本議案は、モノレール旭橋周辺地区第一種市街地再開発事業において整備される複合施設内に観光支援施設を設置するため、旭橋都市再開発株式会社を相手に保留床を取得することから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又

は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。  
 以上が、観光支援施設に係る財産取得議案の説明となります。  
 御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより乙第9号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、  
 重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、文化観光スポーツ部関係の陳情平成24年第81号外6件の審査を行います。

ただいまの陳情について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明  
 をお願いいたします。

前田光幸文化観光スポーツ部長。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の陳情につきまして、  
 その処理方針を御説明いたします。

まず初めに、委員のお手元に経済労働委員会陳情に関する説明資料を配付し  
 ておりますので、その目次をごらんください。

文化観光スポーツ部関係では、継続陳情が7件となっております。

継続陳情7件のうち、6件につきましては前定例会における処理方針と同様  
 の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、処理方針に修正のある継続陳情1件について、御説明いたします。

修正のある箇所は、取り消し線及び下線により表示しております。

説明資料の3ページをお開きください。

陳情平成24年第140号の2美ぎ島美しゃ(先島)圏域の振興発展に関する陳  
 情、この陳情につきましては、企画部において改めて県内外の航路事業者  
 にヒアリングを行っていることを踏まえ、文言整理を行いました。

以上が、文化観光スポーツ部関係の陳情に係る処理方針であります。



御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 7ページの国際通りかいわいにおける貸切バス送迎諸問題の解決に関する陳情ですが、国際通り県議会前のバスの停車状況とタクシーの待合所のことと、特にクルーズ船が入ってからの国際通りかいわいの混乱で大変なものがあると思っておりますが、まず1つは、今回の旭橋再開発事業でつくるバスセンターとこの課題は連携しませんか。活用するという意味で連携はとれておりませんか。

○茂太強観光振興課長 今、旭橋についてはモノレール駅と新しい施設の間に交通広場がございます。交通広場にスペースとして二、三台の乗降場ができる可能性があるということは那覇市から聞いております。

○座喜味一幸委員 那覇市から聞いているのではなくて、県として1000万人観光客を迎えます。クルーズ船を含めて外国人観光客がふえます。そういう人の流れ、物の流れ、車の流れ等々を含めたときに、市内における観光客の受け入れ条件整備は、県がある意味で大きな骨組みを持って、問題意識を持ってどうするという話し合いをしなければならないと思っております。今の状態だとクルーズ船はもっとふえるでしょう。今後のクルーズ船の拡大は見込んでいますか。

○渡久地一浩観光政策課長 クルーズ船については、ここ数年毎年順調に伸びておりまして、昨年が162回の沖縄県への寄港回数であったところ、ことしは247回ということでさらなる伸びを予定しております。

○座喜味一幸委員 クルーズ船をおりてからのショッピングを含む、いろいろ

なパターンができ上がっていて、薬屋に行く人、大きなデパートに行く人やフリーで行く人など、いろいろなパターンが決まってきていると言われていますが、市街地というか、国際通りを中心におもろまち周辺でのバスの動き、状況で非常に台数がふえて、駐車場、駐車場の整備が物すごくおこなわれているという意見をよく聞くのですが、緊急にいろんな施設と連携をしながら対応しないといけないのではないかと思うのですが、前田文化観光スポーツ部長はどう思われますか。

**○前田光幸文化観光スポーツ部長** バスの乗降場、送迎問題については、この陳情が議会に出されました平成25年7月にある意味顕在化しております。県においては、陳情者の趣旨であります関係者が当事者意識を持って協議をする場を設けてほしいというところからスタートしておりまして、県も主体的に、例えば那覇市、国際通りの振興会などそういった関係者、旅行社、バス会社等を一堂に会して、あるいは個別にいろいろ運用上の工夫—例えば分散乗車をするとか、集合してから乗車するとか、そういった運用上の改善ですとか取り組み、また、委員からもございますように、周辺に物理的なスペースの確保も必要ではないかということで、いろいろ那覇市と一緒に検討を行ってきました。しかし、現時点において抜本的にスペースとして確保できる場所のめどが立っていないのが現状ですが、一方で、例えば農連市場の防災街区再開発事業等がございますので、そういった事業の中で用地の確保ができないか、そういった可能性は現在においても追求しておりますし、今後もそこは検討を続けていきたいと考えております。

**○座喜味一幸委員** これは前からある問題であって、修学旅行だけではなくてトータルとして、市や観光業界、通り会などと連携をとって解決してまいりますという処理方針になっていたと思うのですが、この協議会そのものは設立されていますか。修学旅行だけではなく、前からそういう組織化をして、県が音頭をとってやっていきますというような、県警も含めてやっていきますという処理方針になっていましたが、少し中身が変わっていますが。

**○前田光幸文化観光スポーツ部長** 当初、修学旅行のバスの乗降というところから端を発しておりまして、そういった問題意識は平成24年度時点で持っておりましたので、県においては平成25年度から、この陳情が出た年から修学旅行協議会を立ち上げています。その中で輸送の部会を設けまして、各関係者、ただし県警察は入っておりませんが、そういった関係者が参集して、乗降問題に

ついてもそこで取り上げながら、個別個別で協議をしている状況でございます。

**○座喜味一幸委員** これが早急にしないと、極めてパンク状態になっているかと思えます。

3 ページの美ぎ島美しや(先島)圏域の振興発展に関する陳情ですが、離島も観光客がふえているということ、飛行機の搭乗率が厳しくてなかなか生活に不自由を来しているということ、5万人以上の定住者がいる離島で、旅客船がないところは全国でもあり得ないという一般質問の中で答弁をいただきました。前回にも質疑したのですが、これは企画部所管になっているようですが観光も含めて船の就航、これに関してはトータルとしての離島振興、観光振興、生活の定住化という意味からしても、ぜひともに速やかに一般旅客船を就航できるように、文化観光スポーツ部としても取り組む必要があると思えますがいかがでしょうか。

**○前田光幸文化観光スポーツ部長** 企画部においてヒアリングをした結果も踏まえて、処理方針の修正を行いました。関心を持つ航路事業者がいるというようなことでございます。背景には、委員からございましたように先島の航路で旅客航路がないことについて、地元の要望、県の観光全体で観光客が大きく伸びる中で、我々は離島観光推進もやっております。そういったことから、離島観光に対するニーズも一定程度出てきているのではないかと。そういったことを背景に、事業者が関心を持っているのかと考えております。ですから、そこが具体的なより強い関心、事業化に結びつけていくためには、企画部と集客のほうで貢献する我々が一緒になってやっていく必要があるだろうと考えております。

**○座喜味一幸委員** 今までの処理方針を見て、地元市町村に行くと、採算性が合わなくて、受け入れる企業がなくてできませんという極めて断定的な回答でショックを受けていましたが、これは離島振興の大きな柱、地方創生も含めて、5万人の人間が住んでいるところに船が就航しないというのは異常なのです。ぜひそういう面はもう少し謙虚になって、本気で取り組んでいただきたいことを要望し、前田文化観光スポーツ部長の決意を聞いておきます。

**○前田光幸文化観光スポーツ部長** 企画部においても、航路事業者等と継続的にこれからやっていくということだと思います。我々も航路事業者の後押しができるように、離島観光の振興、需要を起こしていくという部分でしっかり取

り組んでいきたいと思えます。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

儀間光秀委員。

○儀間光秀委員 今回の座喜味委員の質疑にも関連するかと思いますが、貸切バスです。文化観光スポーツ部長の答弁も以前から全然進歩がないような気がしてしょうがないのですが、旭橋再開発—皆さんも観光支援施設を議案で上げて財産取得と。今、入り口のいろいろなことで大詰めに来ていると思うのですが、バスターミナルも地下1階は駐車場、1階がバスターミナルでそのスペースを活用する、あるいは一般社団法人沖縄県バス協会が5台、10台の契約駐車場とすとか、そういったことは考えられないですか。というのは、皆さんがいう観光支援施設の中に、県内2次交通、モノレール、路線バス、定期観光バス、貸切バス等の利活用促進及び交通結節機能の強化とあります。その中で貸切バスもありますので、議会前等で乗降するバスも貸切バスになってくると思うのです。そういった意味ではこのスペースも、今、交通広場に一、二台という話をしていたのですが、そうではなくて5台、または10台は契約できないのですか。

○茂太強観光振興課長 そういうところは我々も打診しているところですが、それはいわゆる自動車ターミナル法という法律に基づいて、貸切バス自体はここにはとめられないことになっております。我々としては、ほかに手段がないかということで那覇市とも協議をしまして、今、交通広場で二、三台の確保ができるような話を進めているところでございます。

○儀間光秀委員 法律があればしようがないとは思いますが、いずれにせよクルーズ船の話も出ました。観光客も1000万人を目指すというときに、バスが今のままではだめだということは皆さん既に共有していると思えます。具体的な解決策を早く探らないと、路線バスもありますし、どんどん詰まる一方だと思えますので、ひとつ頑張ってくださいたいと思えます。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 8ページの美ぎ島美しゃ(宮古・八重山)圏域の振興発展に関

する陳情のオリンピックの件ですが、空手も追加種目に決定されましたよね。皆さんはどういった動きをしているのですか。

**○前田光幸文化観光スポーツ部長** 先日、オリンピック開催国における追加種目の提案ということで、そこに空手も含まれたと。空手で8種目一男女の組み手3階級6種目と男女の型が入ったと。これについては、県においても日本空手連盟と連携して追加提案にということで一緒にやってきました。正式な決定は来年8月のI O C総会でということですが、ほぼ追加種目になるだろうと。そうになりましたら、いろいろなことをやっていこうと前々から考えておりました、空手発祥の地沖縄をアピールするために、空手の事前合宿を誘致する、開会式における空手を含めた沖縄の文化の紹介など、そういったことをしっかりやっていこうと。そのためには、世界空手連盟との連携もしっかりつくっていく必要がありますので、例えばことしの11月下旬に2回目の空手1ーワールドプレミアリーグなど、そういった企画をしているところです。

**○砂川利勝委員** あと5年後に大会がありますが、ぜひ成功させてほしいですし、しっかりやってもらいたいことを要望したいのですが、陳情にある空手以外の誘致についての動きで、県は何かされていますか。

**○前田光幸文化観光スポーツ部長** オリンピック種目については、コンパクトな大会という発想があり、多くの種目は基本的に東京近郊となっております。ですから、我々も可能な限り種目誘致をしたいと考えておりましたが、最近の報道によりますと、例えば、野球については地方開催の検討もあるようでございます。主に東北支援ということで、福島県などが念頭にあると思いますが、我々も野球については全国有数のキャンプ地であると自負しておりますので、積極的にアピールしていきたいと考えております。

**○砂川利勝委員** この陳情にもありますが、キャンプも誘致していただきたいという要望ですよね。これについてはどこか行動しているのですか。

**○前田光幸文化観光スポーツ部長** オリンピック・パラリンピックに向けて、国内外のナショナルチームの事前合宿等をしっかり誘致していきたいと考えております。どうしてもその場合は、海外から沖縄のスポーツアイランドとしての認知はまだまだ低いところがありますので、我々としましては国内のナショナルチーム、まずそこを誘致しながら、そこから世界競技連盟とのネットワー

クをつくりながら世界をと考えておりました、ことしの4月に火の鳥ニッポン、全日本女子バレーボールチームの合宿を沖縄市で、来年1月に豊見城市で柔道男子の合宿誘致の見込みがあります。

○砂川利勝委員 ぜひ沖縄本島も含めて、先島にも何か来てほしいというのがあります、一流の選手が来るとするのは子供たちにとってもかなり刺激になると思うのです。石垣島にもすばらしいサッカー場がありますので、ぜひとも日本代表などを誘致してほしいというのが私からのお願いですが、どうでしょうか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 数多くの国内外のチーム合宿をと考えておりますので、八重山についても積極的にPRしていきたいと思えます。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化観光スポーツ部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○上原章委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決などについて協議)

○上原章委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず初めに、乙第8号議案財産の取得について、乙第9号議案財産の取得に

ついて、乙第12号議案訴えの提起について、乙第15号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について、乙第16号議案水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について、乙第17号議案農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収についての議決議案6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

乙第8号議案、乙第9号議案、乙第12号議案及び乙第15号議案から乙第17号議案までの議決議案6件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第8号議案、乙第9号議案、乙第12号議案及び乙第15号議案から乙第17号議案は可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情第57号の2を除く陳情等の取り扱いについて、議案等採決区分表により協議)

○上原章委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情第57号の2を除く、請願平成26年第1号及び陳情平成24年第81号外48件については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、陳情第57号の2について採決いたします。

この際、沖縄県議会委員会条例第15条の規定により、砂川委員の退席を求めます。

休憩いたします。

(休憩中に、砂川委員退室。その後、陳情第57号の2の取り扱いについて議案等裁決区分表により協議。)

○上原章委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情第57号の2については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

この際、砂川委員の入室を求めます。

休憩いたします。

(休憩中に、砂川委員入室)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、決算特別委員長から依頼のありました本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について及び審査日程についてを議題に追加し、直ちに審査を行います。

まず、本委員会へ調査依頼のあった決算事項、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第9号、認定第10号、認定第11号、認定第12号、認定第14号及び認定第15号を議題といたします。

ただいま議題となりました決算10件については、閉会中に審査することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、審査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。



(休憩中に、審査日程について協議した結果、別添審査日程案のとおり行うことで意見の一致を見た。)

○上原章委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

審査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)の主な点の説明が行われた。)

○上原章委員長 再開いたします。

決算議案の審査等に当たっては、決算議案の審査等に関する基本的事項に基づき行うこととし、その他の事項に関しては決算特別委員会と同様に取り扱うこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情等49件と、お手元に配付してあります決算事項の調査を含む本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理は全て終了いたしました。

今回は、10月20日 火曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 上原 章